〈専任研究〉
「イギリスにおける勅許監査人による財務諸表監査の制度の研究」

イギリスにおける勅許会計士による財務諸表監査の制度

加　藤　正　浩

はじめに

法律では法的安定性と具体的妥当性とが要求される。わが国では、一般的に成文法による法的安定性を重視し、具体的妥当性は、もっぱら法文の解釈、法の運用の範囲で実現される。ところが、イギリス（United Kingdom）では、法文を凌駕（Override）して、具体的妥当性を求める。その1つの例が会社法の会計規制である。会社法は「真実かつ公正な概観」（A True and Fair View）という包括規定を定め、財務諸表が「真実かつ公正な概観」を表示しているように作成することを取締役に義務づけ、監査人に財務諸表が「真実かつ公正な概観」を表示しているか監査することを職務として義務づけている。

そのうえ、もし会社法など成文化された会計規定に従ったために財務諸表が「真実かつ公正な概観」を表示しなくなる場合には、会社法等の成文規定に従ってはならないことを会社法で明文をもって定めている。つまり、監査人に具体的妥当性の判断を委ね、監査を通じて会社法など成文化された規定による硬直的な法の運用、会計の規制を回避しているのである。

ただし、会社法は、単に監査人に対して上記職務を義務づけるだけでなく、監査人に就任しうる者の資格要件を職業会計人（Professional Accountant）に制限し、さらに職業会計人については、自主規制などの強固な規制を求めている。それに従って、職業会計人、イギリスではとくにこれを勅許会計士（Chartered Accountant）というが、勅許会計士の団体が財務報告評議会（Financial Reporting Council）などを設立し、みずから厳格な規制を行っている。そのようにして、具体的妥当性の判断を行う者を厳しく規制し、法的安定性の枠組を守っている。

1　わが国の会計制度とイギリスの会計制度の違い

(1)　職業会計人制度

周知のように、わが国の職業会計人には公認会計士と税理士とがある。このうち公認会計士がなぜ公認会計士というかといえば、それは、アメリカの公認会計士 'Certified Public Accountant' の制度に倣っているからである。'Certified Public Accountant' を翻訳して公認会計士と名付けられたのである。では、公認会計士制度は、そもそもアメリカを発祥の地とする制度であるかといえば、そうではない。公認会計士制度は、そもそもはイギリスで生まれて形成されてきた 'Chartered Accountant' すなわち勅許会計士の制度が、まずはアメリカにわたり、定着し、'Certified Public Accountant'（公認会計士）として生まれ変わり、それが第二次世界大戦後、資本市場の民主化政策のなかで公認会計士制度としてわが国にももたらされ、定着したものである。

わが国の公認会計士資格は、金融庁のもとにおかれる公認会計士・監査審査会という国の行政機

関によって管理されているのに対して、イギリスの勅許会計士資格は会計士協会によって管理されている。とくにイギリスの職業会計人協会は、職業的専門家としての会計士たちの自己規制機関（自己を対象として規制する機関）として存在し、機能している。イギリスで法定監査の監査人、すなわち法定監査人（Statutory Auditor）になるためには、2006 年会社法（Companies Act 2006）（以下､法文条項を示すにあたっては CA2006 と記す。）の定めにより、登録監査人（Registered Auditor）として公認監督団体（Recognised Supervisory Body）の監督を受けている人物でなければならないが（CA2006, s.1212.）、公認監督団体の役割を担うのが、職業会計人団体である。公認監督団体には、職業的専門家としての資質を管理する規則、技術的能力を管理する規則、構成員の規則への準拠性を監督し、懲戒処分を行う手続を備えていることが要求されている。

(2)　財務諸表の開示と監査の制度

わが国では、財務諸表の公衆への開示と公認会計士による監査の制度を形作っているのは、第一義的に金融商品取引法である。一方、イギリスでは会社法である。わが国では、戦後の資本市場の民主化を目的とした金融商品（証券）市場の整備というなかでアメリカの財務諸表監査制度に倣って公認会計士による財務諸表監査というものが制度化されたため、まずは金融商品取引法が規制法として挙げられることになる。そこでは、情報開示（Disclosure）によって投資者を保護するというアメリカの証券法（Securities Act of 1933）、証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）、すなわちアメリカ証券 2 法の考え方が踏襲されている。この場合、債権者については、社債権者という投資者については保護の対象として含まれていることになるが、融資者たる金融機関、信用取引者たる仕入先、退職給付や未払賃金の受取権者たる従業員、商製品・用役代金の前納者たる消費者などは、保護の対象には含まれていない。

その点、イギリスでは、18 世紀前半にバブル経済の反省から禁止してしまった自由な会社の設立を､あらためて認めるようにした 19 世紀半ばのジョイント・ストック会社法（Joint Stock Companies Act 1844）の制定のなかで、公示（Publicity）による公衆の保護という考え方にもとづく、監査人（今日においては勅許会計士であることを資格要件とされているが、当時はまだ勅許会計士でなく株主であることを資格要件としていた。）による財務諸表監査が制度として開始されたので、今日において財務諸表の公衆への開示と勅許会計士による監査の制度にかかわる法としては、会社法がまず挙げられることになる。

今日、会社法はわが国にも存在するが、わが国の会社法は、ドイツの制度を範とした債権、物権などについて定めた民法と、民法の特別法としての商法、そしてその商法の特別法としての会社法であるから、イギリスの会社法とはまったく別物として認識するべきものとなっている。民法は、正常な状態を想定するというよりは、死亡の際の相続、離婚の際の財産分与といったような異常事態における人と人の利害関係の調整を想定して制定されたものであり、商法は民法の特別法であるから、いきおい商人の破産という異常事態を想定して定めたものとならざるをえない。また、会社法はその商法の特別法であるから、やはり会社の異常事態、すなわち倒産ということを想定して定めたものとならざるをえず、会社法上、計算書類といわれる財務諸表は、倒産したときに、株主と債権者の利害関係を調整するために役立つものでなければならないという宿命を負う。したがって、イギリスの会社法の公示による公衆の保護という目的をもったものとは著しく異なっている。

わが国の会社法で公認会計士（会計監査人）による財務諸表監査が義務づけられているのは大会社だが、大会社は資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上の会社、すなわち倒産したときに社会的な被害の大きな会社であるということが、そのわが国の制度の性格を裏づけている。イギリスの法は ‘Companies Acts’ というので、日本語で会社法と表記し、またわが国の法が会社法と命名されたので、あたかも同じ法がイギリスとわが国に存在するように思われがちだが、実はイギリスの会社法とわが国の会社法は性格的にかなり異なったものである。

そして、イギリスでは財務諸表監査制度は、すべての会社を対象とする会社法という制度的フレームワークのなかで形成され育まれてきたが、この会社法はそのままではアメリカに取り入れられず、アメリカの財務諸表監査制度は、証券取引所の自主規制（主体的・自発的な規制）とイギリスの会社法の一部を取り入れた証券２法という形で、すべての会社を対象とすることなく、上場会社という一部の会社だけを対象として法的な制度化が実現した。それが、証券取引法（今日の金融商品取引法）を制度的フレームワークとする財務諸表監査制度としてわが国に伝わってきているため、わが国でも財務諸表監査制度の対象となっているのは基本的に上場会社であり、他には会社法上の大会社が対象となっているだけで、大半の会社は財務諸表監査制度の対象とされていない。

(3)　イギリスとアメリカの財務諸表監査制度の違いの由来

イギリスの財務諸表監査制度とアメリカの財務諸表監査制度に、なぜ違いが生じたのかについては、イギリスの勅許会計士ティム･ブッシュ（Tim Bush）による論文 “Divided by common language.”（「共通の言語による隔たり」）がある[1)]。この論文は、財務諸表の作成、監査、開示、そしてコーポレート・ガバナンスに関するイギリスの制度とアメリカの制度との違いについて、法制度の成り立ちの違いに由来するものと考えて、克明に描き出している。

ティム・ブッシュは、イギリスの財務報告制度で求められているのは、財務諸表が、資本主義が基本的に前提としている、「会社が資本に基づいていかに有効かつ効率的に経営されているか」ということを示すことであり、アメリカの財務報告制度では、それは求められていず、求められているのは、財務諸表が「株式が取り引きされるとき、会社はいかなる価値を有しているかもしれないか」を示すことだ、と説明している。つまり、イギリスでは、会社内部での会計と外部への報告が、取締役会の業務執行が会社の定めた権限内行為（Intra Vires）（株主が想定した本来の目的の内で行動していること）であり、取締役が忠実に会社の目的を満たしていることを示すように要求されていて、コーポレート･ガバナンスと直接つながっているのに対して、アメリカでは、それが要求されていず、取締役会が有効でなく非効率な権限外行為（Ultra Vires）（株主が想定した本来の目的を越えて行動していること）によって業務を執行していて、実際には株主にとって真の価値を失っているのに、会社を正確に評価することが可能であることになってしまうし、有効性も効率性も満たさない会社が正確に価格づけられることにもなってしまい、株式や金融派生商品を取引する者（株式取引者）（Sharetrader）とは自らを区別して、株式を保有する株主（Shareholder）として株式の価値を知りたいと思っている者に対しては適切な情報をもたらしていない、と指摘している。

アメリカで、財務報告制度とコーポレート・ガバナンス制度とが分断されてしまった原因について、ティム・ブッシュは、アメリカの法構造の複雑さにあると分析している。アメリカで株式を公開している会社のほとんどが登記を行っているのはアメリカ国内の一自治体であるデラウェア州であり、会社はデラウェア会社法（Delaware Corporation Law）の規制を受けるが、デラウェア会社法が公衆あるいは株主に対する財務報告の制度的フレームワークや、継続的な会社会計統制の制度的フレームワークを持たず、さらに、デラウェア法が株主に認めている権利は比較的に弱いものである。これら２つの理由から、アメリカにはコーポレート・ガバナンスに直結した財務報告制度が存在していないと見ているわけである。

また、デラウェアのような州において設立された公開会社によってもたらされた問題を解決しようと努力して、アメリカでは財務報告モデルも含めた1933年証券法という連邦法を制定したが、アメリカの国会が同法を制定するのに参考にしたのは、イギリスの1929年会社法（Companies Act 1929）である。しかしながら、1929年イギリス会社法のコーポレート・ガバナンスに関する重要な部分がアメリカの法からは省かれてしまったために、構造的な制約を持っており、財務報告制度と会社の監視制度がほとんど単に市場の価格形成に基づいて行われるというまったく目新しい方法で

創設されてしまい、同時にそれによって財務報告が、株主が監視を行う役割を担うためのものとは別物になってしまったのであるとも言っている。

イギリスとアメリカの言語が共通しているために、コーポレート・ガバナンスについても、財務報告についても、両国の制度はたまたま表面的な類似性をもっているが、その表面下では、法は意図的にも効果的にもまったく異なったものである。株式を取引する一般公衆とは区別される会社の所有主としての株主の関心にもっとも一致する、つまりコーポレート・ガバナンスにとって適切な内部会計と外部報告を義務づける完全なフレームワークは、アメリカ連邦制度の範囲からはこぼれ落ちている。アメリカの財務報告モデルの歴史は、問題を解決するための直接的な対策というよりも本筋から逸脱した対症療法の発展の歴史である、というのがティム・ブッシュの主張である。

2　イギリスにおける会計制度

(1)　イギリスにおける監査済財務諸表の公開

イギリスでは、原則としてすべての会社が勅許会計士による監査を受けた財務諸表を、'Companies House' を通称とする会社登記所（Registrar of Company）を通じて公開（公示）しなければならない。イギリスでは、一定の法的要件を満たして会社登記所に登記をすれば会社の設立が認められる準則主義制度、登記設立制度がとられているが、その満たさなければならない一定の法的要件の1つに、監査済財務諸表の公開が含められている。わが国でも、もちろん登記設立は認められている。そのうえで、財務諸表（計算書類）の作成と公告は義務づけられている。しかしながら、財務諸表の作成と公告は登記設立を認める要件としては、直接的には結びつけられていない。また、財務諸表へのアクセス可能性は、イギリスとわが国では著しく異なっている。イギリスの会社登記所の発表（http://www.companieshouse.gov.uk/）によれば、2012年3月末時点で、258万社強ある登記会社（休眠会社を含まない）のうち99.0%が会社登記所に財務諸表を提出し、公開しているということであり、財務諸表はインターネットを通じて国外からも入手できる。それに対して、わが国では、上場会社や一部の大会社を除いて、入手はほとんど困難である。

イギリスでは、このように、登記設立の容認の条件として監査を受けた財務諸表の公開が義務づけられている。これは19世紀半ばの、具体的には1844年のジョイント・ストック会社法という、イギリスにおいて近代的会社法の起源といわれている法の制定による。

1720年の泡沫法（Bubble Act 1720）以来、イギリスでは、会社は国王による勅許（Royal Charter）か、国会による特別法によらなければ設立することができなかった。いわゆる認可主義がとられていたのである。ところが、国王による勅許を得るには資金がかかりすぎ、国会による特別法を制定してもらうには時間がかかりすぎる[2)]。現実的には、会社の設立は困難であった。そのようななか、わが国ではあまり著名ではないが、イギリスにおいては、自由党の草分けの1人であり、後に首相にもなったことでも著名なウィリアム・グラッドストーン（William Gladstone）の改革により、一定の法規に従って登記（Registration）を行うという簡便な方法により会社を設立することが可能となった、いわゆる準則主義が採用されたのであるが、それが、この1844年ジョイント・ストック会社法であった。

イギリスでは、かつて、法律の制定にあたり、国会により委員会が設置されるのが一般的であったが、1844年ジョイント・ストック会社法を定めるにあたっても、委員会が設置された。この委員会はグラッドストーンを中心とする委員会であったが、その委員会報告書に、つぎのようにある[3)]。

「取締役と株主、設立定款、資本の公示（Publication）は、この種の会社（目的の善し悪しに関わらず、適切に組織化されていず、失策や失敗により事業活動を誤りがちな会社…引用者注）の問題を解決することはできないであろう。しかし、総会を定期的に行い、期間ごとに決算を行って財務諸表（Accounts）を作成し、監査を受けて公示させ、取締役と役員に株主に対して直接的な責任を負わ

せることによって解決できるであろう。これらのことは、ジョイント・ストック会社、そのなかでも株主が利用可能な法的手当を、容易に利用できるようにし、また向上させていけば、おそらく達成することができるであろう。期間的な財務諸表は、もし誠実に作成され、公正に監査されれば、会社の実際の状態に対する注意を喚起させ損ねることはなく、法的手当を向上させることにより、経営の失敗にかかわった者を、不正や違法行為に関わる法をいっそう遵守させることができるようになるだろう。」

事前の警告が事前の防備につながるという基本的な考え方にしたがい、会社法の根底にある基本的原則は、情報開示（Disclosure）である[4)]。公衆や株主が会社に関するすべての必要な情報を入手することができれば、それが確かな防御シールドとなる。これが、上記の委員会報告書にもあるように、イギリスにおける今日的会社法の創設者の考え方である。イギリスの法制度において会社は、一面的には商業を行うための手段として、また別の面として組織的不正の発生源として受け止められてきた伝統、起源があり、今日的会社法は、前者を促進し、後者を抑制するものとして位置づけられている[5)]。

なお、わが国では、この法以来、登記による会社設立が認められることになったことから、この法を登記法と呼ぶことがある。しかし、登記に関して定めた法ではなく、会社に関して定めた法なのであるから、会社法というほうが正しい。

1843年に貿易相（President of the Board of Trade）になったグラッドストーンによって行われた改革では、会社法制において3つの方針が採用された[6)]。第1に、非公開の組合（Private Partnership）とジョイント・ストック会社との間に明確な区別が置かれた。新規に設立される後者は、一定数（当時は25人）以上の社員（出資者）を要し、あるいはすべての社員の同意を得ることなく株券を譲渡しうることを条件とした。第2に、勅許や特別法によらず、単に登記を行うだけで、法人格の取得、すなわち会社の設立が認められることになった。準則登記の制度がとられていて、設立の時点で法に定められた一定の事項を記載した設立定款といくつかの法定書類を提出して登記することにより、特定の目的において事業を行うことのできる会社として認可を受けることができるようになったのである。なお、イギリスにおいて会社登記所が設置されたのも、この法のときである。そして第3に、完全公示（Full Publicity）の制度、すなわち財務諸表の公開を含む今日でいう情報公開制度が採用された。

一部に、自由主義なのに、財務諸表の公開が義務づけられるというように規制が強化されるのは矛盾ではないかという見方があるが、それは自由主義が規制緩和であるという誤った見方による誤解であるといわなければならない。自由という概念は、わが国においてはあまり正しく認識されていず、放任主義のように受け止められている。しかし、自由（Liberty）という概念は、言い換えれば自己決定権（Autonomy）の容認ということである[7)]。自己決定権の行使は、その個人に判断能力（Competency）があり、個人の自身の財産や権利について行われるものなら、他者に危害（Harm to Others）を及ぼさない限り認められるものであって、他者に危害を及ぼさないという点において自己規制が予定されている。自由は無条件の規制緩和ではない。自由であるということは、規制の主体が自己にあり、自発的に規制が行われるということで、規制が行われないこととは異なる。自己による規制が行われなければ自由は成立しない。自己規制が適切に行われず、他者に危害を及ぼすようなことがあれば、国による干渉、制裁が行われる。つまり、規制が行われないのが自由なのではなく、規制の主体が個人本人にあることが自由なのである。

会社も、自己規制として正しくコーポレート・ガバナンスが行われなければ国からの干渉を受けることになる。登記設立の条件として設けられた財務諸表の公開義務づけは、いわばコーポレート・ガバナンスが行われていることの証明のための規制である。財務諸表によって会社が他者に危害を及ぼしてないことを証明して、はじめて会社には自己決定権、すなわち自由が認められることになる。決して投資者向け金融商品市場情報公開のた

めだけの規制ではない。

財務諸表が、なぜ株主以外にも公開されるのかということが疑問の対象となるだろうが、これについては、イギリスには株主は他の利害関係者の資金（Other People's Money）の守護者（Guardian）である、という考え方がある[8]。株主が出資した資金は（たとえば機関投資家であったとすれば）、自身の資金ではない場合がある。また、株主は会社の所有主として、会社の債務についても責任を負う。19世紀半ばに制度化された株主を監査人とする監査は、第1に、会社の債権者や融資者の利益のために、財務諸表が会社に支払能力があるかどうかを適切に表示しているかどうかを確かめることを、第2に、不正や誤謬を摘発することを目的としていたといわれている[9]。債務の弁済に関して有限責任であったとしても、会社の支払能力に無責任であってはいけないという考え方である。資金の管理、運用の状況、成果、忠実性について、株主だけが知れば十分である、という考え方は、そこには存在しない。

(2)　財務諸表と「真実かつ公正な概観」

イギリスの会社法は、会社が作成するべき財務諸表の内容について、「真実かつ公正な概観」という最優先概念を掲げ、取締役（または取締役会）に対してそれを満たした内容で財務諸表を作成することを義務づけている。会社法（CA2006, s.396, s.404.）では、次のように定められている。

① 財務諸表は期末の貸借対照表と、損益計算書から構成されていなければならない。（第1項）
② 財務諸表は、貸借対照表については会社の期末の財政状態の真実かつ公正な概観を、損益計算書については会社の会計期間における損益の状況の真実かつ公正な概観を表示していなければならない。（第2項）
③ 財務諸表は、貸借対照表と損益計算書の様式と内容、財務諸表の注記に記載されるべき補足情報にかかわる法規を遵守していなければならない。（第3項）
④ 財務諸表や財務諸表の注記に記載されるべき補足情報に関する事項を定めた法規を遵守しても、財務諸表が真実かつ公正な概観を表示するのに十分でない場合は、必要な補足情報を財務諸表やその注記に記載しなければならない。（第4項）
⑤ 法規を遵守しても真実かつ公正な概観を表示するという規定を満たさない特殊な状況においては、取締役は真実かつ公正な概観を表示するにあたって必要な範囲で、その規定から離脱しなければならない。ただし、その離脱の詳細については、理由と影響を財務諸表の注記に記載しなければならない。（第5項）

上記のとおり、第3項で法規の順守を義務づけていながら、第4項では、取締役は単に法規を遵守するだけでは不十分で、主体的に判断して必要な情報を補足して開示しなければならないことが義務づけられ、さらに第5項では、取締役は法規を遵守することが「真実かつ公正な概観」表示にとってかえって妨げになる場合には法規を遵守しないことが義務づけられている。つまりは不用意に法規を遵守して財務諸表がその利用者を誤った判断に導くようなことがあれば、それに関して取締役に対する責任の追及が行われうることになる。なお、法規を遵守しない場合には、ただ単に遵守しないというだけでは不十分であり、遵守しないことの理由と、遵守しないことによる財務諸表への影響について説明をしなければならない。

このような、法規を遵守することが適切な場合には法規を遵守し、法規を遵守しないことが適切な場合には遵守せず、遵守しない根拠などについて説明するという規制方式を象徴する表現として、「遵守もしくは説明」（Comply or Explain）という概念が用いられる。「遵守もしくは説明」という規制方式はイギリスの会社法が伝統的に用いている方式で、近年においてはコーポレート・ガバナンス規制にかかわって脚光を浴びることとなった[10]。この「遵守もしくは説明」という方式に対する規制方式は、「遵守さもなくば処罰」（Comply or Else）という方式であり、例えばわが国のような規制方式がそれに該当する。

「遵守もしくは説明」という規制方式は、これだけでは取締役にあまりにも大きな自由裁量を認めるだけとなり、規制が規制として体をなさない。イギリス会社法は、財務諸表に関して監査人の監査を受けることを義務づけ（CA2006, s.495.）、監査人には、財務諸表が「真実かつ公正な概観」を表示しているかどうかについて、意見として表明することが義務づけられている。

「遵守もしくは説明」規制方式で、この方式が成り立つか否かにおいて重要なカギを握るのは、監査人の能力である。監査人に財務諸表が「真実かつ公正な概観」を表示しているかどうかについて判断できるだけの能力があるとき、はじめてこの規制方式は実効性のあるものとなる。

(3)　職業会計人団体による自主規制

「遵守もしくは説明」規制方式において、いかなる会計情報が「真実かつ公正な概観」表示を構成する情報となるかは、ひとえに監査人の判断にかかっているといっても過言ではない。また、監査をいかに行うかについても、その判断は監査人にほとんど委ねられている。つまり、監査人が、会計制度や監査制度を成り立たせている。このような制度構造は、監査人、つまりはその属する団体の自主規制があることを背景としている。

この点、イギリス会社法は、財務諸表の監査の任にあたる監査人について法定監査人と名づけ、就任資格を有する者として、公認資格認可団体（Recognised Qualifying Body）により職業会計人の資格を認可されていて、公認監督団体の構成員となっており、その団体の規則により監査人としての就任資格が認められている人物でなければならないとしている（CA2006, s.1212.）。公認資格認可団体、公認監督団体というのは、実際には職業会計人団体であり、したがって法定監査人は、具体的には、職業会計人団体の構成員である職業会計人（具体的には勅許会計士）でなければならない。つまり、職業会計人であることを資格要件とする監査人によって厳格な監査が行われ、「遵守もしくは説明」方式の規制が規制として成り立つ仕組になっている。

とくに公認監督団体には、職業的専門家としての資質を管理する規則、技術的能力を管理する規則、構成員の規則への準拠性を監督し、懲戒処分を行う手続を備えていることが要求されている（CA2006, Sch.10.）。なお、イギリスには職業会計人資格として勅許会計士があるが、それ以外にも会計技術士（Accounting Technicians）という職業会計人資格もあり、会計技術士は独自の協会である会計技術士協会（Association of Accounting Technicians）を組織しているが、公認監督団体となることができるのは勅許会計士協会だけである。会計技術士は、勅許会計士の資格を得ないと、法定監査人の就任資格を得ることはできない。

さらに、イギリスには複数の職業会計人団体があるが、職業会計人団体は、団体単独で自主規制を行っているだけでなく、それらが共同で財務報告評議会という自主規制体制を組織している。今日では、財務報告評議会内に会計基準を設定する会計基準審議会（Accounting Standards Board）や監査基準を設定する監査実務審議会（Auditing Practices Board）があるほか、職業会計人団体による監査人規制を監視したり、監査人による監査の質を監視したりする職業的専門家監視委員会（Professional Oversight Board）、実際の財務諸表の作成・公開状況を抜き打ち的に審査する財務報告審査委員会（Financial Reporting Review Panel）のほか、職業会計人や監査人の懲戒処分などを行う会計士･アクチュアリー職者処分委員会（Accountancy & Actuarial Discipline Board）などがある。

3　勅許会計士監査による会計規制における具体的妥当性の実現

(1)　法的安定性と具体的妥当性

会計や監査をなぜ法規で規制する必要があるのか。一般的に、法規による規制は、強制ということを目的として行われると考えられている。たとえば、会計情報や監査業務について法規による規制が行われることによって、会計情報の内容や監査業務の質に関して、一定の水準を守ることが財務諸表作成者や監査人に強制されて、結果として利用者に対してそれらについて一定の水準が満たされていることの保証がもたらされる[11]。これは法

的安定性または制度的安定性というものである。

法の機能は社会の秩序を維持することにあり、法秩序全体が安定し、それによって社会の安全が確保されることが、法の重要な機能といえる。伊藤正己、加藤一郎両教授は、このように述べたうえで、法的安定性の要件についてつぎのように説明する[12]。

「第１に、法は明確でなければならない。法の命ずるところが不明瞭であるときには、民衆はどのような行動が適法かどうかを判断することが困難であり、安心して法に従って活動することができない。近代法が制定法を主体として構成されているのも、それが、他の法形式に比較して明確性の程度が高く、それだけ法的安定性に富むからである。また、法が画一性を好むのもこれに関連している。たとえば、行為能力を事実上の個人の成熟にかからしめることは、ある意味では合理的であるが、法的安定性の見地からは、事実上の能力の差異にかかわらず、一律に確定された成人年齢にかからせるのが妥当になるのである。第２に、法はあまりにたやすく変更されてはならず、とくに立法者の思いつきや専断により、いわゆる朝令暮改となっては、法的安定性をおびやかす。たとえその変更に合理的理由があっても、みだりに改正することは法の機能を害する。そしてそれは社会に混乱を生ずる結果をもたらすであろう。近代国家が権力を分立させて相互に抑制させていることや、議会制度が慎重な立法手続を定めていることなどは、法的安定性を制度的に保障しているものといえる。第３に、法は実際に行われるものでなければならない。法がその内容としていかにすぐれたものであっても、事実において行われなければ、社会の秩序を維持する機能を果たすことはできず、安定性を確保することができない。第４に、法は社会に生きる人びとの意識に合致することも必要である。国民の意識とかけはなれた法は、社会を規律することができず、安定した秩序を実現することができない。」

換言すれば、法的安定性とは、法秩序が明確で安定して適用され、どのような行為にどのような法的効果が結びつくか予見可能な状態であり[13]、法規によって規制されることにより財務諸表や監査報告書の利用において利用者は一定の水準を期待でき、水準が満たされていなかった場合には、やはり法規によりしかるべき効果がもたらされることになる。

しかしながら、イギリスの「遵守もしくは説明」という特異な規制方式は、その強制という観点、あるいは法的安定性という観点からだけでは説明が十分できない。たとえば法規の遵守を例外なく強制し、法規の遵守以外は強制することのない日本の規制方式からみれば、強制、法的安定性からの説明は合理的である。しかし、法規の順守を原則として掲げながらも、「真実かつ公正な概観」表示にとって不足する情報を作成者の判断で補足することを義務づけ、さらには「真実かつ公正な概観」表示にとってかえって妨げとなる場合には、法規の遵守をも禁止するような規制は、財務諸表利用者には、「真実かつ公正な概観」が表示されているという以外は期待するべき一定の水準が示されず、強制あるいは法的安定性という概念の範疇にはとても納まらないものである。イギリスの「遵守もしくは説明」という特異な規制方式が、実現しようとしているものを、法律学においては、具体的妥当性という。

伊藤、加藤両教授は、つぎのようにいう[14]。

「法的安定性をもたらすことは、法の重要な目的であるが、法はまた、正義（あるいは具体的妥当性）を実現することをも中心的な目的としている。法は実力によって作られ、それによって支持され、その結果として社会を安定させるという目的に奉仕する面をもつが、他方で正義の理念を含んでおり、そこに法としての価値をみいだす。法が正義を目的から除外してしまうときには、むしろ純然たる実力の支配が残ることになり、法として妥当性を主張できなくなるのである。」

会計は、柔軟性（Flexibility）というものを重視する。財務諸表に記載された会計情報が情報利用者である利害関係者にとって有用なものかどうかは、財務諸表を作成する会社によって異なる。

売上という収益は、会計基準上では実現主義、とくに販売基準によって計上される。販売というのは、売り手が商品を出荷した時点か、または買い手が商品を検収した時点を指すが、一般的に買い手が検収した時点をもって販売とし、収益を認識するのが原則である。しかし、商品によっては出荷した時点から検収されるまでの期間が著しく長い場合がある。出荷日と検収日とが決算日をまたぐ場合、はたして検収日をもって販売と見なすことが妥当かどうかという問題になる。株主にとっては、出荷されたものが必ず検収される確率が高ければ、出荷の時点をもって販売と見なし、収益を計上することも妥当となるが、これは会計基準も含めた法規の観点から見ると法規の不遵守ということになる。株主の利益を考えると法規の不遵守となる。この場合、具体的妥当性の観点から、出荷の時点で収益を計上することが適法と見なすことが可能になるのが、イギリスの「遵守もしくは説明」の規制方式なのである。

このような規制方式を説明するためには、制度の表面的な部分だけを観察するのではなく、その基礎にある文化、哲学的な考え方、すなわちイギリスの功利主義（Utilitarianism）に着目する必要があると考える。倫理には、欧米の場合だが、大別して帰結主義（Consequentialism）と非帰結主義（Non-consequentialism）とがある[15]。帰結主義とは、行為の結果や波及効果といった帰結に基づいて行為の善悪、正否などを判断する主義で、一方、非帰結主義とは、行為の善悪などに関して行為以前の動機、根拠、合意などに基づいて判断する主義である。このうち帰結主義を代表するものが、功利主義である。

功利主義は「最大多数の最大善」（The greatest good for the greatest number of people.）を行動の原則とする主義で、行為の帰結が「最大多数の最大善」を満たせば、その行為は善と見なされる。ただし、この場合、功利の原則を行為そのものの善悪、正否の判断に適用する行為功利主義（Act Utilitarianism）と、行為の帰結の一般的傾向に基づいて規則を定め、つまり功利の原則を規則の正否の判断に適用し、行為の善悪、正否の判断には規則を定めてそれを適用する規則功利主義（Rule Utilitarianism）とがある。

功利の原則をつねに個々の行為の実際の帰結に適用して判断していると、帰結は必ずしも予見可能なものではないため、悪い帰結に至ることを恐れて何ら行為を行うことができなくなる。そこで、規則功利主義では、行為についてその帰結の一般的傾向を見極め、一定の規則を設け、その規則に基づいて善悪、正否を判断する。規則功利主義による場合は、行為の個別の帰結が善であったか悪であったかによって判断するのではなく、行為について規則に基づいて善悪、正否を判断する。それによって人々は帰結を恐れず規則にしたがって行為することができるようになる。ところが、規則は万能ではない。個別具体的な状況によっては不適切な場合がある。そのため、規則功利主義を主とする場合でも、しばしば行為功利主義による修正が図られることになる。

つまり、現実には、規則功利主義を基調としながらも、しばしば行為功利主義によって修正が行われる修正規則功利主義とでもいうべき形が採用されることになる。「遵守もしくは説明」という規制方式は、まさにこの修正規則功利主義に該当するものである。財務諸表の作成に関しては、会計処理の原則、手続、表示の方法などについて一定の規則が設けられていて、作成者は基本的にその規則にしたがって財務諸表を作成することになるが、必ずしもそれがよい帰結をもたらすことになるとは限らないので、惰性で規則にしたがうことをせず、予見可能な限り帰結を予見して財務諸表の作成にあたるのである。

「真実かつ公正な概観」概念による会計規制は、これが社会において具現化されたものであり、法的安定性と対置して考えられている具体的妥当性を実現している。法的安定性指向によって確保されるものは情報の比較可能性の確保や粉飾などの不正の防止であり、具体的妥当性指向によって確保されるものは、情報の目的適合性や有用性の確保である。「遵守もしくは説明」という規制方式によれば、比較可能性の確保や不正の防止が果たされつつも、財務諸表作成者が惰性的に法規を遵守するだけであることによって目的適合性や有用性が犠牲にされることがない。

(2)　具体的妥当性の実現の困難性とその克服

法的安定性と具体的妥当性というとき、わが国では、一般的に成文法による法的安定性を重視し、具体的妥当性は、もっぱら法文の解釈、法の運用の範囲で実現される。これは、1つには、具体的妥当性について判断する者を多数確保することが困難だからである。

我妻榮教授は、つぎのように述べている[16]。

「(建築基準法において…引用者注) そこで、これらのことをそのまま法律にして、『市街地において木造建築をしようとする者は、その高さを地盤と構造と材料に応じて危険なき程度に止むべし』とやったらどうでしょうか。おそらく具体的妥当性の極致でありましょう。しかし、それで法律になるとは考えられない。建築をする者が、すべて、立派な建築の先生に聞いて、その設計を尊重するとは限らない。自分勝手に考えて、これで大丈夫だと、危険な建物を造ることは必定です。

そこで、右のような規則を法律として効果があるようにするためには、どうしてももう一箇条作らなければならない。『プランを提出して、あらかじめ警察の許可を受くべし』という規定が必要です。それをやれば法律となります。けれども、そういう法律を作ったら、その運用はどうなりましょうか。台風13号でもくると、復旧建築の許可申請の青写真がたちまち係官の机上山をなす。42尺という杓子定規ではかるなら、それほど専門の学問のない係官でも審査はできますが、地質と構造と材料の相関関係を調べるとなると、容易なことではない。地質の先生、建築の先生、材料の先生と、高い月給でそれぞれの専門家を雇っておかなければならない。警察の予算を全部使っても、月給に足りなくなる。そのうえ、許可をする時期が遅れます。暴風一つあれば、その復興建築の許可だけに何年もかかる。」

我妻教授は、法文の解釈、法の運用の範囲を越えて具体的妥当性を実現するとすれば、その具体的妥当性を判断する専門家が著しく多く必要とされ、それが実現不可能であるから、法文の解釈、法の運用の範囲で具体的妥当性を考えるのだという。ところが、イギリスでは、財務諸表の作成について取締役に作成上の柔軟性を大きく認め、ただし、監査人の監査を義務づけ、監査人について勅許会計士であることを資格要件とすることによって、法文の解釈、法の運用の範囲を越えた具体的妥当性を実現しているのである。

なお、具体的妥当性の実現には、もう1つ、困難な理由がある。伊藤、加藤両教授は、つぎのようにいう[17]。

「しかし、何が正義であるかは、必ずしも明らかではない。客観的な人間関係の状態としての正義、実定法の正しさを判断すべき実定法をこえた正義は、しばしば平等であるといわれるが、これもすべての人を等しく扱うことで足りるものではない。」

これは、会計学の世界でも、実はかなり以前から指摘されていることである。すなわち、大住達雄教授は、1952年の論文で、つぎのように指摘しているのである[18]。

「いわゆる普遍条項なるものは、社会生活の根底を流れている一大原則であって、会計理論がこの原則を採用していることは、会計処理の方向を律する上において、けだし当然であるといわなければならない。普遍条項は法律の解釈及び適用上にもこれを広く認めている。『公共の福祉』『安寧秩序』『信義誠実の原則』『公の秩序、善良の風俗』『社会一般の実情』その他これに類する弾力性に富んだ概念がすなわちこれである。法律の解釈及び適用、権利の行使及び義務の履行は、すべてこの原則を遵守する前提の下になされなければならないことは勿論である。法律の解釈及び適用は、一面において、法的安全性の要請から、法規を形式的論理的に操作して判断することを要し、濫りに当該事実の特殊性を考慮に入れることを避けなければならないが、しかも他面においては、現実的な社会生活上の事件の法律的解釈として、法規を合目的々解釈し、具体的妥当性を発揮することを要求する。法律の解釈及び適用は、つまるところ、法的安全を損わない限りにおいて具体的妥当

性を伸張するに在るということができる。しかし、あまりにも普遍条項を強調し、あまりにも具体的妥当性に捉われるならば、法の適用に当って自由認定が広く行われることになり、法的安全を害する虞が多分に存することは、法律学者が等しく自覚しているところである。普遍条項及び具体的妥当性は、法律の解釈及び適用に当りて、充分尊重せられなければならない条件であって、具体的事実が合法であるか否かを解決するために、普遍条項を直説法的に適用するものではない。現在行われている会計処理の具体的方法は、何が故に『健全』であるか、何が故に『公正妥当』であるかを究明することが、税法と企業会計原則との矛盾を解決する重用な鍵とならなければならない。」

つまり、大住教授がいう「普遍条項」、すなわち、具体的妥当性というものの判断基準を特定することが困難なのである。この点、イギリスの制度では、監査人となる者の資格要件を勅許会計士とすることによって克服している。イギリスの勅許会計士は、いわゆる職業的専門家（Profession）である。

職業的専門家であるということは、一般的に、①国から特定の業務を行うことの免許が与えられている、②業務基準や行動規則（すなわち判断基準）を公表し、違反者に対しては懲戒処分を行う同業者の団体に所属している、③社会の他の構成員が共有することのできない高度に発達した知識や技能を有している、④業務全般に関し自己決定権を有している（なお、その業務は専門的であるために社会の他の構成員は管理の仕方を知らない）、⑤他人の要請に応じて業務を提供することを公約していて、その結果、その職業にない者が負うことのない特別な責任と義務を負っているということを要件とする[19]。

職業的専門家の集団は、自治権を認められ、その自治の一環として倫理規則を設けている。職業的専門家に自治権が認められるのにはつぎの理由がある[20]。職業的専門家が修得している知識、技能は社会にとって有用でありながら、専門性が高く、素人には容易に修得することのできないものであって、それを管理するのにもっとも相応しいのは職業的専門家自身だからである。また、職業的専門家は自分たちに対して、社会が一般の人々に課しているよりも高い行為水準を課していて、職業的専門家を名乗る人々がどのように振る舞うべきか、どのような状況において懲戒や免職を行うべきかについて適切な判断をできる立場にありうるのも、職業的専門家自身に他ならないからである。

イギリスの勅許会計士は、さきに述べたように、財務報告評議会を組織し、会計基準、監査基準を設定、公表している。具体的妥当性の判断をする者の立場から、どのような判断基準で判断するかを明らかにしているのである。また、それは状況に応じて改変される余地をもち、あるいは違反者に対してはみずから制裁を行う制度をもち、より具体的妥当性の判断に適した環境をつくりだしているのである。この点、わが国の会計基準、監査基準が監査人ではない学者主体で設定され、責任関係の筋が通っていないのとは異なっている。

むすび

法的安定性と具体的妥当性は、もっぱら法律学における議論対象であり、会計学においては、あまり議論されることがない。一方、法律学においては、会計は専門外であり、会計の制度における法的安定性と具体的妥当性の状況を垣間見ることがない。そのためであろうか、法文の解釈、法の運用の範囲を越えて具体的妥当性を実現する制度が、イギリスの会計制度において成り立っているという主張が、法律学の立場から行われることがない。

筆者は、会計や監査の技術的議論に終始する理論には、関心、興味をもつことができない。学術、学問としてきわめて浅薄に感じるのである。そのような理論は、社会に対して一時的な便宜を与えても、人類の文化、歴史には何の足跡も残さないからである。人間の問題、文化の問題、哲学の問題に関わらなければ、真の学術、学問ではない。

イギリスの監査を研究するとき、監査の技術論で議論しても、なんら確たる成果を導き出すことはできない。アメリカと言語を同じくし、また航

空機による移動があたりまえの今日においては地理的距離も近く、そのようななかで、イギリスとアメリカの間に技術的な差異があろうはずがない。イギリスとアメリカを比較するのは、あたかも、京都と東京を比較するようなもので、技術論的には、何の違いも見出せるわけがない。見いだせるとすれば、文化の違いであろう。

イギリスでは、法文を凌駕して、具体的妥当性を求める。その１つの例が会社法の会計規制である。会社法は「真実かつ公正な概観」という包括規定を定め、財務諸表が「真実かつ公正な概観」を表示しているように作成することを取締役に義務づけ、そのうえ、もし会社法など成文化された会計規定に従ったために財務諸表が「真実かつ公正な概観」を表示しなくなる場合には、会社法等の成文規定に従ってはならないことを会社法で明文をもって定めている。つまり、監査人に具体的妥当性の判断を委ね、監査を通じて会社法など成文化された規定による硬直的な法の運用、会計の規制を回避しているのである。

会社法は監査人に財務諸表が「真実かつ公正な概観」を表示しているか監査することを職務として義務づけているが、ただし、会社法は、単に監査人に対して上記職務を義務づけるだけでなく、監査人に就任しうる者の資格要件を職業会計人すなわち勅許会計士に制限し、さらに勅許会計士については、自主規制などの強固な規制を求めている。それにしたがって、勅許会計士の団体が財務報告審議会などを設立し、みずから厳格な規制を行っている。そのようにして、具体的妥当性の判断を行う者を厳しく規制し、法的安定性の枠組を守っている。

法文の解釈、法の運用の範囲を越えて具体的妥当性を実現するとき、社会にどのような仕組が必要かを知るうえで、大いに参考になる。

なお、本稿では、法は監査人に関して、なにについてどこまで定め、また、勅許会計士は、具体的にどのような自主規制を行えばよいのかについて、詳細を明らかにすることができなかったが、それらを今後明らかにしていけば、理論を精緻化することができるものと考えている。

（本稿は、龍谷大学 2011 年度社会科学研究所専任研究員としての成果である。）

注

1）Tim Bush, *Divided by Common Language, Where economics meets the law: US versus non-US financial reporting models*（*Viewpoint*）, ICAEW, June 2005.
2）Brenda Porter, Jon Simon and David Hatherly, *Principles of External Auditing*, Third Edition, John Wiley & Sons, Ltd, 2008, p.27.
3）*First Report of the Select Committee on Joint Stock Companies*（15 March 1844）reprinted in J.R. Edwards（ed.）, *British Company Legislation and Company Accounts, 1844-1976*, Vol.2., Arno Press, 1980, p.7.
4）L.C.B. Gower, *Gower's Principles of Modern Company Law*, Fifth Edition, 1992, p.447.
5）Alastair Hudson, *Understanding Company Law*, Routledge, 2012, p.16.
6）L.C.B. Gower, *op. cit.*, p.39.
7）加藤尚武著『応用倫理学入門―正しい合意形成の仕方―』晃洋書房 2001 年 23 頁。
8）ICAEW, *Pressure Points, Contrasting US and UK Securities Markets: How they impact intentional policy, investment, business and accounting*（*Consultation*）, November 2005, p.8.
9）T. A. Lee, 'A Brief History of Company Audits: 1840 – 1940,' *The Accountants Magazine*, August 1970, p.363.
10）Jill Solomon and Aris Solomon, *Corporate Governance and Accountability*, John Wiley & Sons, 2004, pp.57-58. Sir Adrian Cadbury, 'The Rise of Corporate Governance', in Marc J. Epstein and Kirk O. Hanson（eds.）, *The Accountable Corporation, Corporate Governance*, Volume 1, Praeger Perspectives, 2006, p.24.
11）Iain Gray and Stuart Manson, *The Audit Process*, Fourth Edition, Thomson, 2008, p.105.
12）伊藤正己・加藤一郎編『現代法学入門』〔第 4 版〕有斐閣双書 2010 年 22 ～ 23 頁。
13）長尾龍一執筆項「法的安定性」, 日本大百科全書（ニッポニカ）, ジャパンナレッジ（オンラインデータベース）, 入手先＜ http://www.jkn21.com ＞,（参照 2009-05-06）。
14）伊藤正己・加藤一郎編前掲書 23 頁。
15）梅津光弘著『ビジネスの倫理学』, 丸善, 2002 年, 12 ～ 69 頁。Ronald F. Duska and Brenda Shay Duska, *Accounting Ethics*, Blackwell, 2003, pp.45-64. Richard T. De George, *Business Ethics*, Fifth Edition, Prentice Hall, 1999, pp.56-131.
16）我妻榮著『法律における理窟と人情』日本評論社 1987 年 9 ～ 10 頁。
17）伊藤正己・加藤一郎編前掲書 23 頁。
18）大住達雄稿「会計原則における具体的妥当性――これに関する二三の例題」『会計』62（3）, 1952 年 8 月,

29 〜 30 頁。

19）Daryl Koehn, *The Ground of Professional Ethics*, Routledge, 1994, p.56. 単に専門的な生業によって収入を得ている ‘professional’ と本文中の 5 つの要件を満たす ‘profession’ とは異なるという考え方もある。（Richard T. De George, *op. cit.*, pp.488-490.）

20）Richard T. De George, *ibid.*, p.490.